

## 津島市競争入札心得

### (趣旨)

第1条 津島市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務（設計、管理、調査、測量、企画）の競争入札の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

2 電子入札である場合には、前項のほか、津島市電子入札実施要領による。

### (競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

2 入札参加者が前項に該当する者であって、復権を得ない者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認は取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が生じたとき、又は契約の相手方として不相当と認められる事態が生じたときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。

### (入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれの定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債又は地方債	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）の10分の8の金額
銀行等に対する定期預金債権	債権金額の10分の10の金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

(入札保証金等の納付方法)

第7条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、保管証書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札保証金の免除)

第8条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が過去2ヶ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計書」

という。) その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

- 2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）のうえ、あらかじめ指示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書の提出と同時に工事費内訳書を提出しなければならない。
- 3 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札の辞退)

第12条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の不参加)

第13条 資格確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

(入札書の書換等の禁止)

第14条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ)

第15条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(開札)

第16条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札
- (2) 明らかに連合によると認められる入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (4) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (8) 入札書の記載事項が不明な入札
- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 金額を改ざん、又は訂正した入札
- (11) 工事費内訳書の提出がなかった入札
- (12) 提出された工事費内訳書の工事価格（税抜き）が、第1回目の入札金額と相違の入札
- (13) 提出された工事費内訳書の内容に不備がある場合
- (14) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第18条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札

者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格を持って入札をした者を落札者とすることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

4 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めあらかじめ低入札価格調査基準を設けたときは、低入札価格調査基準未満の価格で申込みをした者があったときは、当該入札を中止し、当該申込みしたものから、調査及び聴取りを行い、津島市入札指名業者審査委員会に付し、適正であると認められたときは、当該入札において最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。また、適正と認められなかったときは、当該申込みした者を除き、低入札調査基準価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

(再度入札)

第19条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第17条第1号から第6号までに該当する入札

(2) 最低制限価格を下回った入札

(再度入札の入札保証金)

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第21条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

なお、電子入札の場合は、以下の(1)～(4)のケースに応じた電子署名を付した通知書を入札参加者全員に送信する。

- (1) 通常落札・くじびきの場合 「落札者決定通知書」
- (2) 取止めの場合 「取止め通知書」
- (3) 調査・保留の場合(事後審査以外) 「調査・保留通知書」
- (4) 事後審査方式のみ 「落札候補者決定通知書」

(契約の締結)

第23条 落札者は、契約書を作成することとされる場合において、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して、閉庁日を除く7日以内に、契約又は仮契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約保証金)

第24条 落札者は、津島市財務規則第135条第1項の規定により、契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するか、津島市建設工事請負契約約款第4条第1項第2号から第5号に示す契約保証金に代わる保証を付すものとする。

2 請負契約金額が1千万円未満の場合には、津島市財務規則第135条第4項第3号の規定により契約保証金は免除する。

(入札保証金の還付)

第25条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては契約を締結した後これを還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、保管証書を出納員に提出するものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）市に、帰属する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第28条 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年津島市条例第5号）に定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、津島市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。ただし、地方公営企業の発注に係るものについては、本条を適用しない。

附 則

この心得は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成14年6月19日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年7月1日から施行する。